平成２５年（フ）第１２０号
長野県安曇野市穂高有明7261番地３　介護老人保健施設有明苑、住民票上の住所長野県安曇野市穂高柏原2712番地14
債務者　井口　澄子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５１号
長野県岡谷市長地小萩２丁目11番２－２号
債務者　齊藤　正樹
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第５６６号
京都市右京区嵯峨石ケ坪町51番地20
債務者　岩﨑　久美（旧姓坂部）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６４３号
京都府向日市上植野町南小路77番地の３　栄荘102号、前住所京都市西京区松尾鈴川町86番地19
債務者　石渕こと　石淵トミ子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６４８号
京都市南区久世中久世町１丁目31番地　第一西ノ口荘６号
債務者　末崎十志郎
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６６５号
京都府京田辺市草内山科９番地　府営興戸団地１棟202
債務者　大久保千代
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６６６号
京都府京田辺市草内山科９番地　府営興戸団地１棟202
債務者　大久保真司
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目２番28号　ラフィーネ東難波101号室　山崎方、住民票上の住所兵庫県加古川市西神吉町鼎651番地の３
債務者　宗佐　　健
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０３号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目６番18号、前住所兵庫県尼崎市西立花町１丁目10番３－101号
債務者　大戸　広行
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２３号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番２－402号
債務者　門利　明彦
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２９号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目13番３号
債務者　堀井　久司
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３２号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目32番３－102号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町８丁目８番52号大林サンハイツ303号
債務者　木村　　仁
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３３号
兵庫県西宮市青木町６番10―604号
債務者　鈴木　佑平
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７号
高知県高岡郡四万十町茂串町６番20号
債務者　小松　民雄
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第３５号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地
債務者　木下　広子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第４８号
福岡県田川郡川崎町大字田原243番地の４
債務者　中道　智香
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第５６号
佐賀県唐津市橋本1044番地２　山本県営住宅Ｂ２棟11号
債務者　吉田　亮太
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部